

広島県告示第九百八十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団おると 会浜脇整形外科病院	広島市中区大手町四丁目六 番六号	令和五年九月九日	更新
長久堂野村病院	広島市安佐北区可部南四丁 目一七番三〇号	令和五年九月九日	更新
医療法人社団樹章会 本永病院	東広島市西条岡町八番一三 号	令和五年九月九日	更新
佐藤脳神経外科	福山市松永町五丁目二三 番二三号	令和五年九月九日	更新
松永脳外科クリニック	福山市宮前町二丁目六番 二〇号	令和五年九月九日	更新